

平成23年 4月 6日
独立行政法人
日本原子力研究開発機構
敦 賀 本 部

「もんじゅ」保安規定の変更認可申請について

当機構は、平成23年3月30日付の経済産業大臣からの福島第一原子力発電所事故を踏まえた緊急安全対策の実施指示及び「研究開発段階にある発電の用に供する原子炉の設置、運転等に関する規則」の改正を踏まえ、本日、経済産業大臣に「もんじゅ」保安規定^{*1}の変更認可申請を行いましたのでお知らせします。

今後、国による審査を受けてまいります。

【保安規定の変更概要】

電源機能等喪失時^{*2}の体制の整備に関する措置として、要員の配置、訓練及び電源車、消防ポンプ、消火ホースその他資機材の配備に関する計画の策定、計画に基づく活動の実施及び活動に関する定期的な評価を行うことを新たに保安規定に記載した。

当機構は、今回の福島第一原子力発電所における事故を踏まえて、必要な対策を速やかに実施し、「もんじゅ」の安全確保に万全を期してまいります。

- ※1. 保安規定 : 「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」(原子炉等規制法)に基づき、原子力発電所の運転の際に実施すべき事項などを事業者が定めたもの
- ※2. 電源機能等喪失時 : 津波により、交流電源を供給する全ての設備、海水を使用して原子炉施設を冷却する全ての設備及び使用済燃料を貯蔵する炉外燃料貯蔵槽と燃料池を冷却する全ての設備の機能が喪失した場合

別紙 : 「もんじゅ」保安規定の変更内容

以 上

「もんじゅ」保安規定の変更内容

以下の条文を新たに追加しました。

(電源機能等喪失時の体制の整備)

第24条の2 安全品質管理室長は、津波によって、交流電源を供給する全ての設備、海水を使用して原子炉施設を冷却する全ての設備並びに炉外燃料貯蔵槽及び燃料池を冷却する全ての設備の機能が喪失した場合(以下、「電源機能等喪失時」という。)における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備として、以下の各号に掲げる事項に係る計画を策定し、所長の承認を得る。

- (1) 電源機能等喪失時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な要員の配置
 - (2) 電源機能等喪失時における原子炉施設の保全のための活動を行う要員に対する訓練
 - (3) 電源機能等喪失時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な電源車、消防ポンプ(消防車に装備されているポンプを含む)、消火ホースその他資機材の配備
- 2 各課長は、前項の計画に基づき、電源機能等喪失時における原子炉施設の保全のための活動を実施する。
- 3 各課長は、第2項に定める事項について定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講じ、安全品質管理室長に報告する。安全品質管理室長は、第1項に定める事項について定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講じる。